

志太・榛原地域救急医療センター条例の一部を改正する条例

志太・榛原地域救急医療センター条例（昭和57年藤枝市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条から第7条までを次のように改める。

（指定管理者による管理）

第5条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき法人その他の団体で市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に救急医療センターの管理を行わせることかできる。

2 前項の規定により行う指定管理者の管理に関する業務は、次のとおりとする。

- (1) 救急医療センターの使用の許可に関する業務
- (2) 救急医療センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収納及び資金等の保管管理に関する業務
- (3) 救急医療センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（指定管理者の指定の取消し等があった場合における資金等の取扱い）

第6条 市長は、指定管理者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その管理する資金等を、速やかに市に返納させなければならない。

- (1) 法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたとき。
- (2) 管理の業務の全部の停止を命じられたとき。
- (3) 継続して指定管理者に指定されなくなったとき。

（利用料金及び手数料）

第7条 救急医療センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、次に掲げる利用料金を支払わなければならない。この場合において、利用料金は指定管理者の収入とする。

- (1) 診療を受けるときは、健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づく診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額
- (2) 前号に掲げるもの以外の利用料金については、実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

2 利用者は、利用料金をその都度納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りではない。

3 診断書等文書の交付を受けた者は、市長が規則で定める額の手数料をその都度納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りではない。

第8条を第10条とする。

第7条の次に次の2条を加える。

(利用料金及び手数料の減免)

第8条 指定管理者は、特別の理由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

2 市長は、特別の理由があると認める場合は、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、救急医療センターの利用を制限することができる。

(1) 他の利用者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

(2) その他管理上支障があると認められるとき。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。